

議案第 70 号

勝山市情報公開条例の一部改正について

勝山市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じて、改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市情報公開条例の一部を改正する条例

勝山市情報公開条例(平成 11 年勝山市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(例外として開示しないことができる行政文書)</p> <p>第 6 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているときは、当該行政文書の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報<u>(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(例外として開示しないことができる行政文書)</p> <p>第 6 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているときは、当該行政文書の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報<u>であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(1)の 2 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の</p> |

| | |
|---------------------|---|
| (新設) (2)～(6)・(略) | 保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) <u>(1)の 3 個人識別符号が含まれるもの</u> (2)～(6) (略) |
|---------------------|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。